

沿岸広域振興局長告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年9月15日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

1（1）道路の種類 一般国道

（2）路線名 340号

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
陸前高田市気仙町字土手影148番5地先から245番地先まで	新	A 20.0～20.0 m	m 223.9
陸前高田市気仙町字土手影146番1地先から245番地先まで		B 23.9～15.4	226.8
陸前高田市気仙町字土手影148番5地先から245番地先まで	旧	20.0～20.0	223.9

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

イ 期間 平成29年9月15日から同年10月16日まで

2（1）道路の種類 県道

（2）路線名 吉里吉里釜石線

（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市片岸町第9地割1番2地先内	新	m 28.1～9.0	m 32.0
	旧	24.5～6.1	26.1

（4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成29年9月15日から同年10月16日まで